

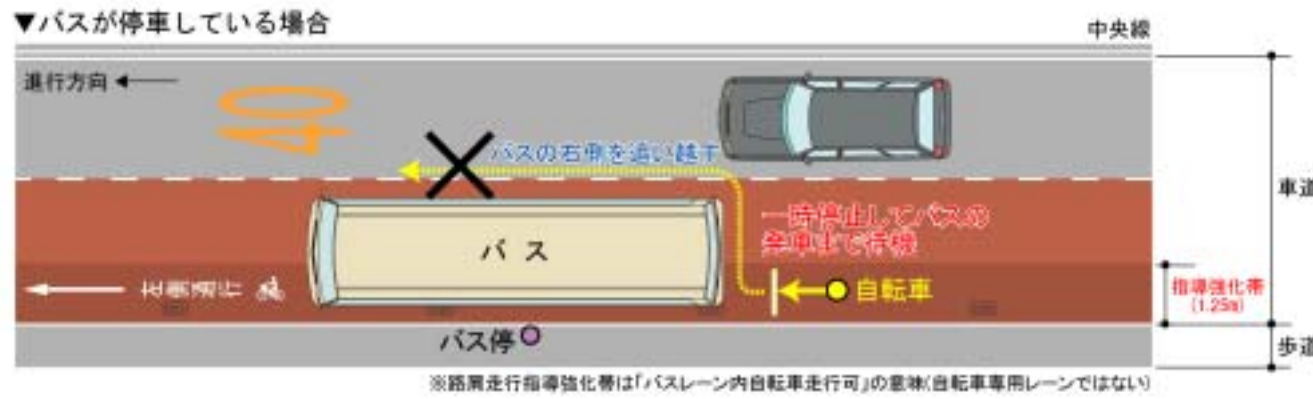
資料 12：自転車の路肩走行指導強化に伴う留意事項

自転車の路肩走行指導強化を行うにあたり、自転車利用者ならびに自動車運転者は、安全性の確保に向けて、道路交通法の規定に加えて以下の事項に留意する必要があります。

1. 自転車利用者に守ってほしいこと

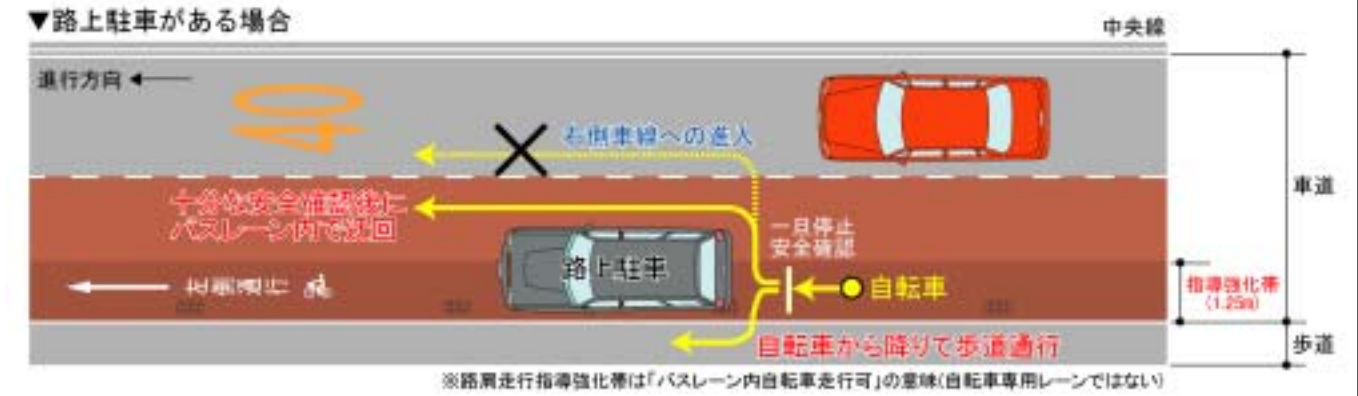
バスが停車している場合

バスが停留所に停車した場合、原則として、自転車はバスの後ろで一時停止し、バスが発出するのを待つ（車線幅が狭く、追い越しは非常に危険）
 もしくは、自転車から降りて、歩道を通行して迂回する。
 森山バス停（山の上 橋場方向）では、バス乗降スペースがあることから、自転車は路肩走行指導強化帯の内側でバスを追い越せる場合は、追い越しても良い。ただし、バスが停留所から出発しようとして合図している場合は、原則通り、バスの後ろで一時停止する。



路上駐車がある場合

路上駐車がある場合、原則として、自転車から降り、歩道を通行して迂回する。
 もしくは、駐車車両の手前で一旦停止後、後方及び右側車線の安全確認を十分に行い、駐車車両の右側直近を追い越す。



交差点を横断する場合

自転車横断帯がある場合、原則として、自転車は、歩行者自転車専用の信号に従い、「自転車横断帯」を走行しなければならない。
 自転車横断帯がない場合、自転車は、バスレーン左端をそのまま直進して横断する。
 交差点を横断する際は、左折車などクルマの動向に注意する必要がある。



信号待ちをする場合

路肩にスペースがある場合は、原則として車道の停止線手前でクルマと同様に信号が変わるのを待つ（原則、歩道には上がらない）。

路肩にスペースがない場合は、クルマの後ろで信号が変わるのを待つ。

二輪用の信号待ちスペースがある場合は、その停止線まで前進して信号が変わるのを待つ。

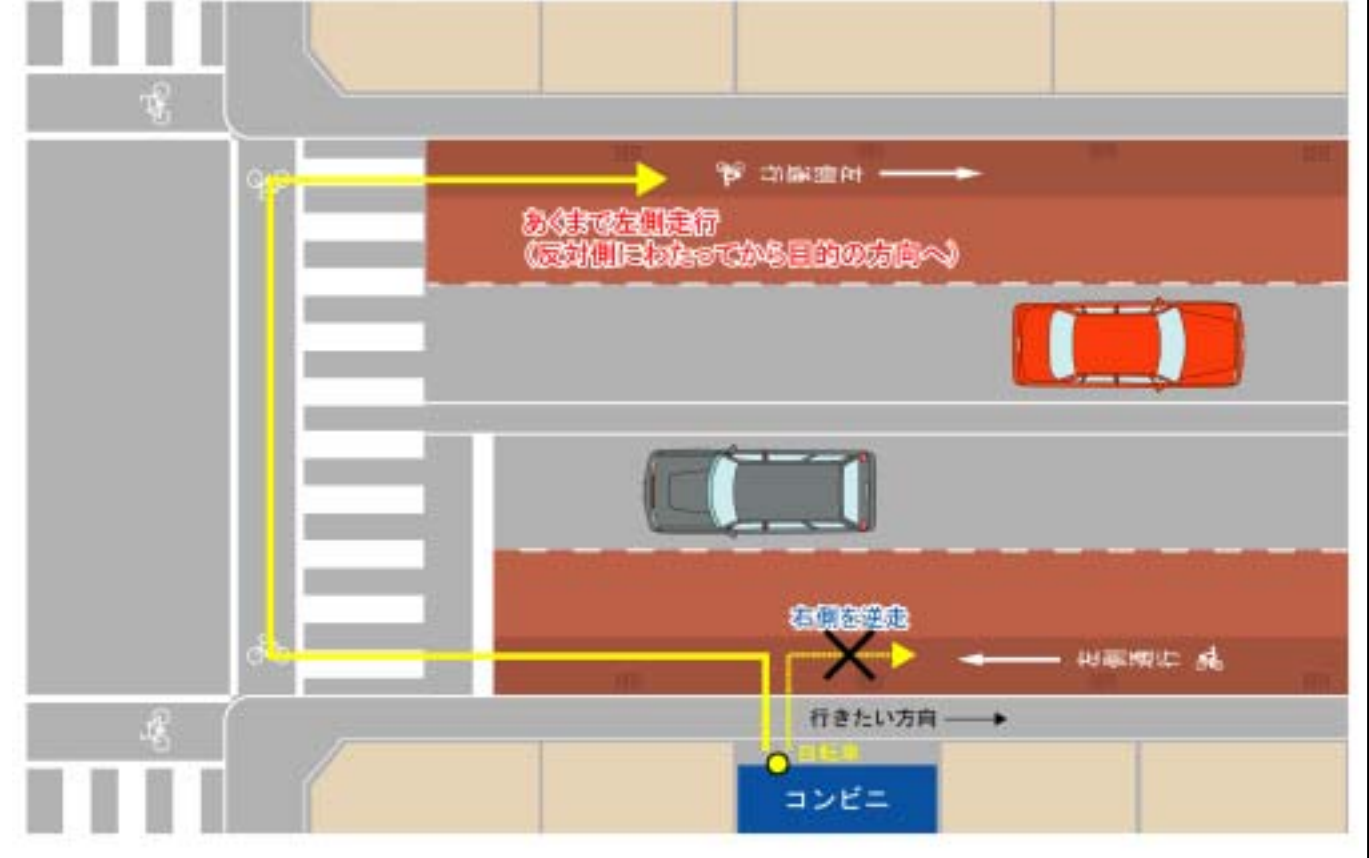
歩道に上がる場合は、自転車から降りて歩道を通行し、信号が変わるのを待つ。



沿道施設に出入する場合

沿道のお店や住宅等に出入する場合、多少遠回りになることが想定されるが、左側走行を順守しなければならない。

▼沿道のお店や住宅から出る場合（例：コンビニエンスストアから出て右方向へ行く場合）



自動車（バス）が後方から迫っている場合

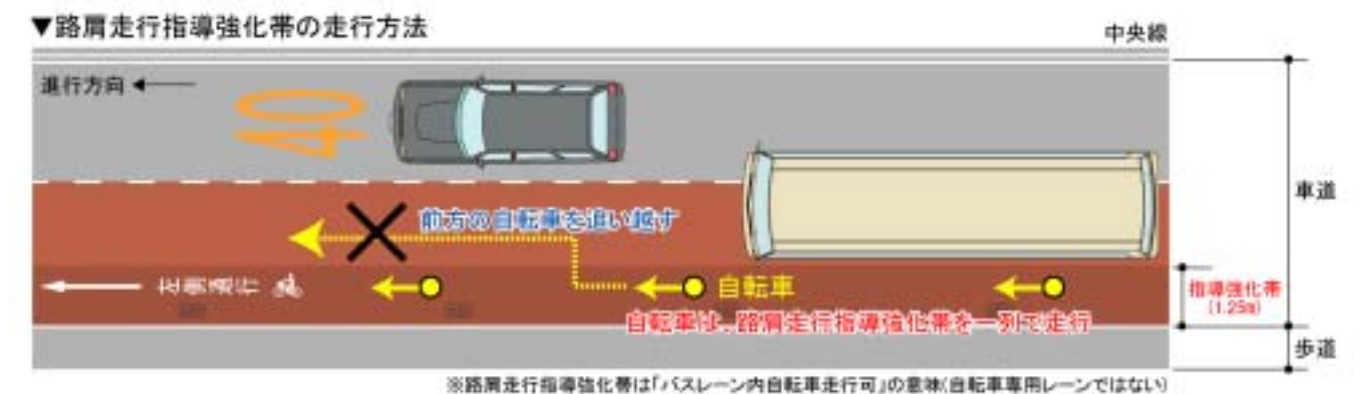
路肩走行指導強化帯を走行中、自動車（バス）が後方から迫っている場合、できる限り走行帯の左側に寄り、自動車（バス）が追い越しやすいよう配慮する必要がある。

特に、路線バスは運行時刻を守る必要があるため、その走行を妨げることをしないよう配慮しなければならない。

自転車が前方を走行している場合

路肩走行指導強化帯では一列になって走行する（横に並んで走行してはいけない）。

前方に自転車が走行している場合、原則として追い越しをしてはいけない（後方からのクルマとの接触事故の危険があるため）。

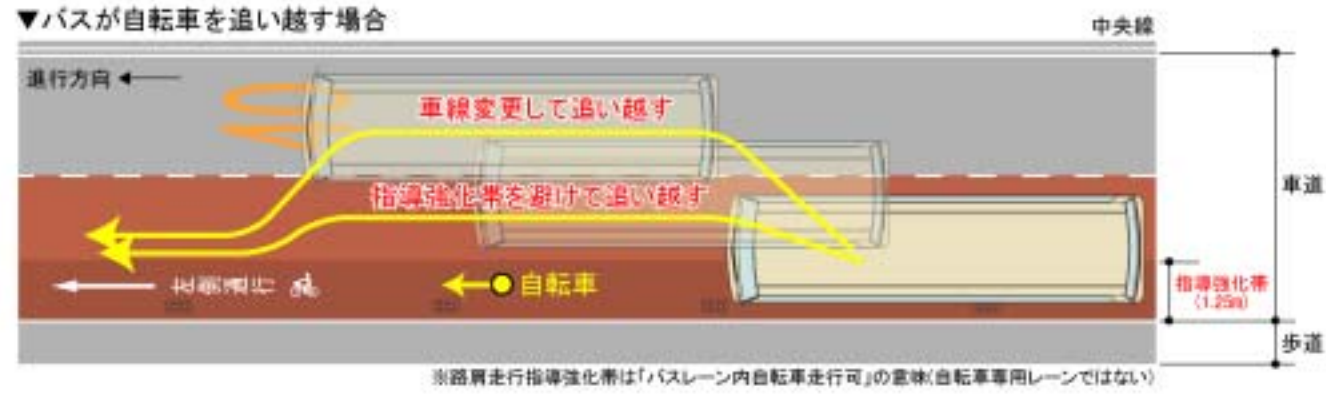


2. バスに守ってほしいこと

自転車を追い越す場合

バスは、バスレーン左端を自転車が走行することを念頭に置き、安全確保を最優先に考え、適切な速度と車間距離を保つ必要がある。

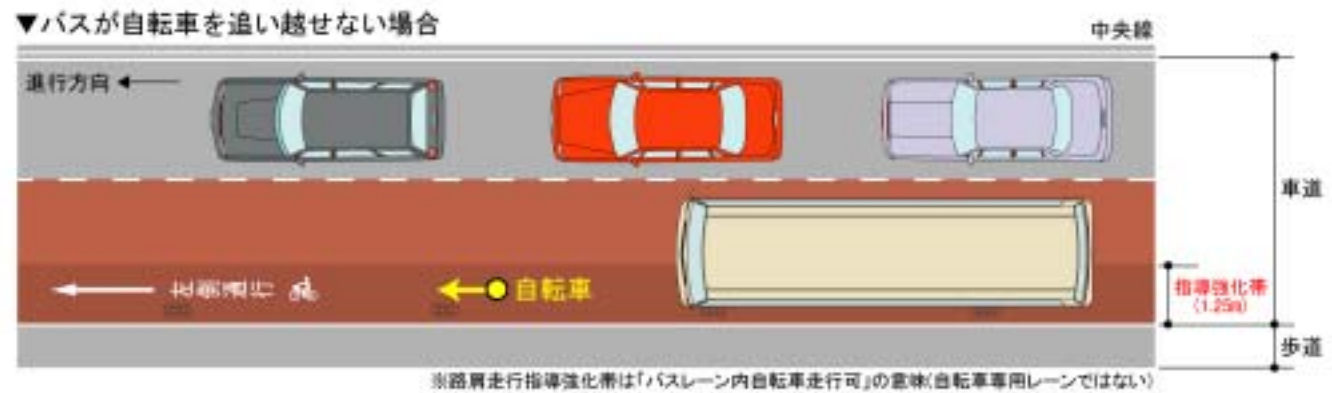
自転車を追い越す場合、右側へ車線変更するか、同一車線内で路肩走行指導強化帯に入らないよう、自転車との十分な距離を保つことに努める。



自転車を追い越せない場合

時間帯によって、右側車線にクルマが並んでいることから、自転車を追い越せない場合が想定される。

自転車を追い越せない場合は、安全性の確保を最優先とし、無理な進路変更等を行わず、一時的に自転車の後ろを走行せざるを得ない。



3. クルマに守ってほしいこと

自転車を追い越す場合

左側車線を走行する場合は、バスレーン左端を自転車が走行することを念頭に置き、安全確保を最優先に考え、適切な速度と車間距離を保つ必要がある。

自転車を追い越す場合は、右側へ車線変更するか、同一車線内で路肩走行指導強化帯に入らないよう、自転車との十分な距離を保ちながら追い越す必要がある。



交差点を左折する場合

交差点を左折する場合は、左側に自転車が走行しているかどうかを十分確認（巻き込み防止確認）。

交差点手前で自転車が路肩走行している場合、無理な追い越しや並進はせず、自転車の走行速度に合わせて減速してから左折する必要がある。

